

民医連のめざす看護とその基本となるもの

民医連のめざす看護(以下、「めざす看護」)

民医連の看護実践の根幹に日本国憲法と民医連綱領をすえ、すべての人が人間らしく、その人らしく生きていくことをあらゆる場で援助する無差別・平等の看護をめざします。

民医連のめざす看護の基本となるもの(以下、「基本となるもの」)

◆ 患者の見方・とらえ方：対象をどのように見るか、とらえるかの基本となるもの

患者観

いのちの平等と
個人の尊厳

人間観

変革し発達する
存在

疾病観

生活と労働の
視点

医療観

患者・住民、医療
従事者の共同の
いとなみ

◆ 看護の視点・優点：民医連の看護実践の基本となるもの

3つの視点

患者の立場に立つ
患者の要求から出発する
患者とともにたたかう

4つの優点

総合性・継続性
無差別性
民主性
人権を守る運動

◆ 社会の見方・とらえ方：患者や医療をとりまく社会、その時代や情勢をどのように見るか、とらえるかの基本となるもの

いのち

人間の「いのち」に
とってどうか

憲法

「日本国憲法」に
照らしてどうか

綱領

「民医連綱領」に
照らしてどうか

解説

- 「すべての人」とは、保健・医療・介護の対象である患者・利用者はもとより、看護が対象とする「あらゆる世代の個人、家族、集団、地域社会」をさしています。
- 「あらゆる場」とは、保健・医療・看護を提供する場はもちろん、健康な生活を実現するための会社や学校、そしてコミュニティなどを広く含んでいます。
- 「基本となるもの」は、「めざす看護」を実践するための行動や判断のよりどころとなるものです。70年に及ぶ「よい看護」の探求から獲得した民医連の看護の「視点・優点」、民医連の医療理念にもとづく「患者の見方・とらえ方」、全日本民医連第41回定期総会運動方針で提起された「社会の見方・とらえ方」とします。
- これは、民医連の保健・医療・介護などあらゆる場で働く看護職員の行動指針であり、社会に対して明示するものです。